

令和 8 年 3 月 日

大熊町長 吉田 淳 様

大熊町除染検証委員会
委員長 河津賢澄

特定帰還居住区域の立入規制緩和について

大熊町除染検証委員会は、大熊町より、町民の準備宿泊及びインフラ復旧や町復興事業の推進を図るための立入規制緩和の実施にあたり、意見を求められたので、環境省の除染状況報告及び委員による現地調査を行ってきました。その結果を踏まえ、立ち入り規制緩和に対する見解を下記のとおり回答いたします。

記

今回、立入規制緩和対象の区域は、下野上 1 区、野上 2 区、町区、熊 2 区、熊 3 区のうち特定帰還居住区域で、特定復興再生拠点区域の外縁及び除染が、概ね面的に完了している宅地等となっており、その放射線量は、概ね $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていることが、データ及び現地調査で確認することができた。

今回の立入規制緩和については、帰還準備のため実施するものであり、町民の要望、インフラ復旧、国、町復興事業の加速化という観点から、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に準じ、以下に示す継続的な対策を講じることを条件として、立入規制緩和を実施することに差支えないことと判断する。

1. 地域における継続的なモニタリングの実施
2. 町民や地権者への放射線状況の情報提供（周辺の線量率含む）
3. 除染及びホットスポット解消に関して町民や地権者の意向に寄り添った柔軟な対応
4. 立入規制緩和にあたり放射線防護対策の周知
5. その他状況に応じた迅速かつ丁寧な対策の実施